

事前届出制度のQ&A



Q1. 水源地域における土地取引の事前届出制度の目的は？

水源地域における土地取引の状況を県が事前に把握し、必要があれば指導・助言等を行うことによって、水源地域の保全を図るものです。

Q2. 水源地域はどこですか？

水源地域は、市町村の意見を聴いたうえで県が指定します。平成25年の夏ごろまでには水源地域を決定(第1次指定)し、県報や県民生活課ホームページでお示しする予定です。

Q3. どのようなときに届出が必要なのですか？

水源地域内の土地に関する権利(所有権、地上権など)の移転又は設定をする売買、交換、贈与などの契約を締結しようとするときに届出が必要となります。(相続は対象外です。)

Q4. 届出は誰がどのようにするのですか？

水源地域内の土地所有者等(売主等)が、契約をしようとする日の6週間前までに下記の届出先に届け出てください。

Q5. 届出書の記載内容は？

契約の当事者の氏名・住所、当該土地の所在・面積、所有権等の種別、契約後の土地の利用目的等です。(前ページの様式をご覧ください)
届出書の様式は県民生活課ホームページから入手できます。

Q6. 届出をしないとどうなるのですか？

届出をしなかったり、虚偽の届出をしたときは、勧告を行ったうえで、氏名等を公表することがあります。また、5万円以下の過料を科すことがあります。

Q7. この条例の届出を行えば、森林法や国土利用計画法に基づく届出はしなくてもいいのですか？

森林法や国土利用計画法に基づく届出は事後の届出制度で、新たに土地の所有者等(買主等)になった方から市町村長に別途届出を行っていただく必要があります。

届出先

届出先	住所	電話番号
富山県 県民生活課 水雪土地対策班	〒930-8501 富山市新総曲輪1-7	076-444-3126
◇ 新川農林振興センター 企画振興課	〒937-0863 魚津市新宿10-7	0765-22-9136
◇ 富山農林振興センター 企画振興課	〒930-0096 富山市舟橋北町1-11	076-444-4475
◇ 高岡農林振興センター 企画振興課	〒933-0806 高岡市赤祖父211	0766-26-8448
◇ 砺波農林振興センター 企画振興課	〒939-1386 砺波市幸町1-7	0763-32-8130

※郵送の場合は、県民生活課 水雪土地対策班へ。

※条例や事前届出制度についてのお問い合わせ、ご相談も県民生活課 水雪土地対策班へ。



平成25年10月1日以降に

水源地域において土地取引を行う場合は、

富山県水源地域保全条例に基づき

事前届出が必要です！

せんがんけい
千蔵溪(上市町大岩地内)

富山県水源地域保全条例の目的



水の王国とやまキャラクター
「オー博士とミーとズー」

「水の王国」と呼ばれる本県の豊かで清らかな水資源を維持・保全し、将来の世代に引き継いでいくため、水源地域における適正な土地利用を図ることを目的として、「富山県水源地域保全条例」を制定しました。



水源地域における土地取引の事前届出制度

平成25年10月1日以降、**水源地域内の土地**について、売買などの取引を行おうとするときは、富山県水源地域保全条例に基づき、その**6週間前まで**に当事者の氏名・住所、取引後の土地の利用目的等を**県に届け出なければなりません**。

問い合わせ先

富山県 生活環境文化部 県民生活課 水雪土地対策班

電話:076-444-3126 FAX:076-444-3477

ホームページ: http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00012925.html





水源地域について

以下の地域のうち、水資源の保全のために適正な土地利用を確保することが必要な地域を水源地域(※)として指定します。

- ① 森林の存する地域
- ② 公共の用に供する水源に係る取水地点及びその周辺の地域
- ③ その他水資源を保全するため必要と認められる地域(湧水地など)

※ 指定地域は県(県民生活課)のホームページ、又は県の各農林振興センターで確認できます。

届出の手続きについて

水源地域内の土地について、売買などの取引を行おうとするときは、その旨を県に届け出なければなりません。(ただし、森林地域以外で取引の面積が300平方メートル以下の場合や、取引の相手方が国、地方公共団体又は(公社)富山県農林水産公社の場合は、届出不要です。)

届出が必要なとき 土地に関する権利(※)の移転又は設定をする売買、交換、贈与などの契約を締結しようとするとき。(相続は対象となりません。)
 ※「土地に関する権利」とは、所有権、地上権、地役権、使用貸借による権利、賃借権及びこれらの権利の取得を目的とする権利(予約完結権、買戻権等)をいいます。

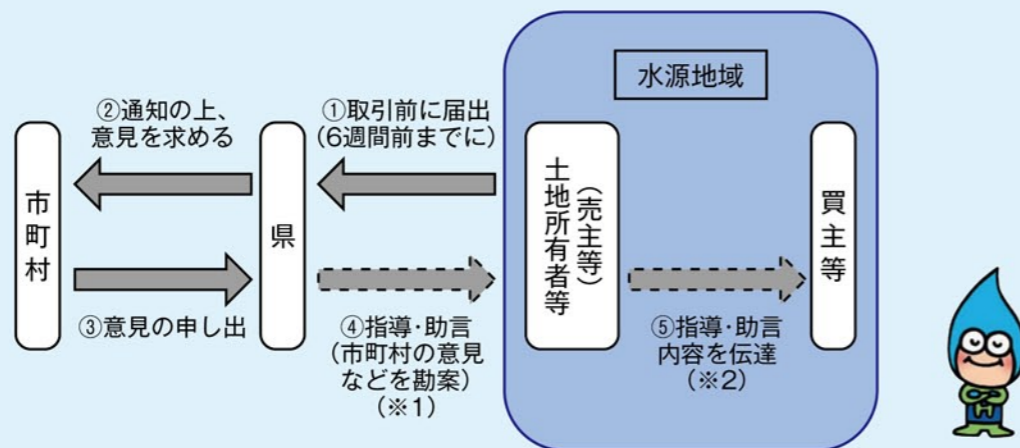
届出者 水源地域内の土地所有者など土地に関する権利を有する者(売主等)

届出期限 契約締結予定日の6週間前まで

届出先 生活環境文化部 県民生活課 水雪土地対策班 又は最寄りの農林振興センター 企画振興課へ
 ※郵送の場合は、県民生活課 水雪土地対策班へ



届出後の流れ



※1 届出を受けた県は、市町村の意見を聴いたうえで、必要があれば届出者(売主等)に指導・助言を行います。
 ※2 指導・助言を受けた届出者(売主等)は、取引の相手方(買主等)に、その内容を伝達していただくことになります。

届出書の様式

記入例

様式第1号(第7条関係)
 水源地域土地売買等届出書
 平成25年10月 3日

富山県知事 殿

所有権など土地に関する権利を現在有している方(売主等)が届出者となります。

住所 **富山市新総曲輪1-7**
 届出者 氏名 **富山 太郎** 印
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 **076-431-4111**

富山県水源地域保全条例第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

契約の当事者に関する事項	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	富山 太郎		
	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒 930-8501 富山市新総曲輪1-7 電話番号 076-431-4111		
	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	(株)△△産業 代表取締役 立山 花子		
契約を締結しようとする年月日	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	〒 930-0000 中新川郡立山町◇◇99 電話番号 076-444-1234		
	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
	年月日	平成25年11月20日		
契約の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 権利の移転(<input type="checkbox"/> 贈与 <input checked="" type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 交換) <input type="checkbox"/> 権利の設定			
	<input checked="" type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利			
契約に係る権利の種類及び内容	<input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他()			
	期間の定めがある場合、その期間	年 月 日から 年 月 日まで		
土地に関する事項	所在	地目	利用の現況	面積
	富山市〇〇25-1	山林	山林	1,111 m²
	富山市〇〇30	田	田	555 m²
			合計	2 筆 1,666 m²
権利の移転又は設定後における土地の利用目的		ミネラルウォーター工場の建設		

権利に期間の定めがある場合、その期間を記載してください。

1㎡単位(1㎡未満は四捨五入)で記載してください。

必ず地番まで記載してください。

「現況利用」、「林業」、「土砂採取」など分かりやすく記載してください。

一届出書には、次の書類を添付してください
 ・土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面(1/5,000程度の図面や住宅地図など)